

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

7月31日まで・**薄い青色**

| | |
|----------|-----------|
| 被保険者番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 氏名 | 広域 太郎 |
| 一部負担金の割合 | 〇割 |
| 有効期限 | 令和5年7月31日 |

| | |
|--------------|------------------|
| 後期高齢者医療被保険者証 | 有効期限 |
| 被保険者番号 | 〇〇〇〇〇〇 令和5年7月31日 |
| 住所 | 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 |
| 氏名 | 広域 太郎 |
| 性別 | 男 |
| 生年月日 | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 資格取得年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 発効期日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 交付年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 一部負担金の割合 | 〇割 |
| 保険者番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 保険者名 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合 |



8月1日から・**薄い赤色**

| | |
|----------|-----------|
| 被保険者番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 氏名 | 広域 太郎 |
| 一部負担金の割合 | 〇割 |
| 有効期限 | 令和6年7月31日 |

| | |
|--------------|------------------|
| 後期高齢者医療被保険者証 | 有効期限 |
| 被保険者番号 | 〇〇〇〇〇〇 令和6年7月31日 |
| 住所 | 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 |
| 氏名 | 広域 太郎 |
| 性別 | 男 |
| 生年月日 | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 資格取得年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 発効期日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 交付年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 一部負担金の割合 | 〇割 |
| 保険者番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 保険者名 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合 |

後期高齢者医療の保険証は養老町に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の広域連合の認定を受けた人に交付されます。現在の保険証の有効期限は7月31日までですので、8月1日からは7月中に送付する新しい薄い赤色の保険証を使用してください。有効期限が切れた保険証は、住所や氏名が見えないよう裁断するなどして処分いただくか、健康福祉課に返却していただきますようお願いいたします。

●令和5年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和5年度の保険料は、令和4年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になった人には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。 保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

【保険料額について】

令和5年度の保険料額は、以下のア、イの合計額になります。(ただし、66万円を上限とします)

ア：均等割額(被保険者一人あたり46,023円)

イ：所得割額(※被保険者の所得×所得割率8.90%) ※総所得金額等－43万円(基礎控除額)

●医療費の窓口負担が2割負担の人への配慮措置について

令和4年10月1日から令和7年9月30日までは、2割負担の施行による負担増額が**1カ月最大3,000円まで**に抑えられます。※ただし、外来医療のみで入院の医療費は対象外となります。

また、配慮措置が適用される場合は、高額療養費として登録されている口座に払い戻します。

☎ 健康福祉課 ☎ 32-1105

依存症に対する専門相談を実施します

依存症に苦しんでいる人たちのために、岐阜県精神保健福祉センターが主催で専門相談を実施します。

日時：7月21日(金)14時～14時50分、15時～15時50分(要予約)

場所：岐阜県障がい者総合相談センター3階 小会議室(岐阜市鷺山向井2563-18)

対象者：アルコール依存症、薬物依存症、ゲーム・インターネット依存、ギャンブルなどへの依存の問題を抱える人ならびにその家族など

内容：面談による相談、情報提供、助言など

申込：開催2日前までに、岐阜県精神保健福祉センターへお電話にてご予約ください。

☎ 岐阜県精神保健福祉センター ☎ 058-231-9724